

事前評価票

施策等名	道路運送法等の一部改正	担当課 (担当課長名)	自動車交通局旅客課 (田端 浩) 自動車交通局技術安全部管理課 (花角 英世) 自動車交通局技術安全部審査課 (増井 潤) 自動車交通局技術安全部整備課 (清谷 伸吾)
施策等の概要	<p>自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るため、</p> <p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 (道路運送法の一部改正)</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 (道路運送法の一部改正)</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 (道路運送車両法の一部改正)</p> <p>④電子化に対応した自動車登録制度の見直し (道路運送車両法の一部改正)</p> <p>等の措置を講ずる「道路運送法等の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出する。</p>		
施策等の目的	<p>自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等により、少子高齢化等を背景とした運送形態の多様化に柔軟に対応し、ニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及を促進するとともに、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、電子化に対応した自動車登録制度の見直し等により、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用等を図り、自動車交通の利便性及び安全性の向上を図る。</p>		
関連する政策目標	<p>9) 交通安全の確保</p> <p>21) 地域交通確保</p> <p>27) IT革命の推進</p>		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
施策等の必要性	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化</p> <p>○目標と現状との間の問題点</p> <p>過疎化の進行等により生活交通の確保が大きな課題となり、また、少子高齢化の進展等により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し個別運送サービスを提供するSTS (スペシャル・トランスポート・サービス) への需要が急増する中、コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通、市町村バス、NPO等によるボランティア有償運送など地域の実情や利用者のニーズに応じた多様な形態の旅客運送サービスの提供が求められてきている。</p> <p>○原因分析</p> <p>しかしながら、輸送の安全や旅客の利便を確保しつつ、こうした多様な形態の旅客運送サービスの普及を促進していく上で、現行の制度が実態にそぐわないものとなっている。</p> <p>○課題の特定</p> <p>地域の実情や利用者のニーズに応じた、安全・安心な旅客輸送サービスの普及を促進するため、多様化する運送形態に柔軟に対応できるよう、所要の制度の見直しを行う必要がある。</p> <p>○導入する施策の具体的内容</p> <p>① バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要と合意した場合に、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設する (登録制)。</p>		

	<p>② 定期定路線以外の乗合旅客の運送についても、乗合事業の許可により行うことを可能とするとともに、地域のニーズに応じた旅客輸送の確保等を図るため、コミュニティバス、乗合タクシー等の導入に当たり、地域の関係者の合意がある場合に運賃・料金規制を緩和する（上限認可制→事前届出制）。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長</p> <p>○目標と現状との間の問題点 自動車ユーザーの負担軽減のために要望のある自動車検査証の有効期間の延長については、安全・環境面への影響等を検討の上、問題が無いと確認された場合に限り延長が可能であるが、二輪の小型自動車の自動車検査証の有効期間の延長が課題となっている。</p> <p>○原因分析・課題の特定 二輪の小型自動車の自動車検査証の初回の有効期間については、現行の2年よりも長い3年間に延長しても不具合率の増分は少ない等の結論が得られたため、自動車ユーザーの負担軽減のために、その有効期間について、見直しを行う必要がある。</p> <p>○導入する施策の具体的内容 二輪の小型自動車の自動車検査証については、初回の有効期間を3年に延長する。</p> <p>④電子化に対応した自動車登録制度の見直し</p> <p>○目標と現状との間の問題点 情報技術の発展等を背景に、自動車交通に対するニーズが急速に多様化していることを踏まえ、可能な限り電子サービスを実施する方針であるが、電子化に対応した自動車登録制度の見直しに関する要望が増してきている。</p> <p>○原因分析・課題の特定 情報技術の発展を踏まえ、自動車の登録情報を簡便に確認・利用したいニーズなどに的確に応える必要があり、電子化に対応した自動車登録制度の見直しを行う必要がある。</p> <p>○導入する施策の具体的内容 現在、国土交通大臣が書面で行っている自動車の登録情報の提供について、国土交通大臣の登録を受けた機関が個人情報保護対策のため請求者の本人確認を行った上で電子的に提供する制度を創設する。</p>
社会的ニーズ	上述のとおり、①②過疎化の進行や少子高齢化の進展を受けた運送形態の多様化への柔軟な対応、③自動車検査証の有効期間の延長、④情報技術の発展に伴う利便性の向上、が求められているところである。
行政の関与	①②他人を有償で運送するものである以上、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ることが必要不可欠であり、そのための所要の措置を求める必要がある。③④道路運送車両の安全性の確保、登録情報に係る個人情報保護対策等のため、所要の措置が必要である。また、制度改正後の運用にあたり、事業者等への指導監督が必要。
国の関与	①②輸送の安全及び旅客の利便の確保又は自動車検査証の有効期間及び登録情報に係る個人情報保護対策に関する措置は、地域によって粗密を生じさせるべきものではなく、全国一律の基準に基づくべきものであることから、国が関与する必要がある。 ③④自動車検査証の有効期間及び登録情報に係る個人情報保護対策に関する措置は、地域によって粗密を生じさせるべきものではなく、全国一律の基準に基づくべきものであり、また、国民の権利義務に直接影響を及ぼし、公正中立な立場で業務を行う必要があることから、国が関与する必要がある。
施策等の効率性	①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送は例外的な許可制とされているところ、今回の改正により、地域住民の移動手段の確保のため、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、安全の確保等最低限必要な客観的

	<p>要件を満たせばこれを可能とする登録制としたところである。</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 現行においては、定期定路線以外の乗合旅客の運送については、貸切事業の許可を受けた上で、さらに乗合旅客の運送許可を必要としているところ、今回の改正により、乗合事業の許可を受ければ、こうした運送が行えることとなる。また、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入にあたり、地域の関係者の合意がある場合には、乗合事業の運賃・料金を上限認可制から事前届出制に緩和することとしている。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 自動車検査証の有効期間の延長により、自動車ユーザーの一層の負担の軽減が図られている。</p> <p>④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 一般ユーザーに特段の負担を課すものではなく、また、登録情報提供機関の登録には、申請者が電子計算機及び情報提供業務に必要なプログラムを有するという必要最小限の条件を求めている。</p> <p><代替手段との比較考量> これらの施策を導入することにより、現状を維持した場合と比べて、地域の実情や利用者のニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用を図ることが可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設により、過疎地の住民や要介護者等の移動制約者の安全・安心な移動手段の確保が図られる。</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 コミュニティバス、乗合タクシーなど、地域のニーズに応じた多様な形態の乗合旅客輸送サービスの導入・普及が促進され、生活交通の確保、旅客の利便の増進が図られる。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 初めて自動車検査証の交付を受けた時点から継続検査までの期間が従来よりも1年延長され、国民負担の軽減が図られる。</p> <p>④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 書面により登録情報の提供を行っていたものを、電子的手段による提供を可能とすることで、登録情報の簡便な確認・利用を可能とし、自動車の登録情報の適切な利活用が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針（平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部決定）」において、福祉有償運送について使用車両の限定にかかわらずセダン型等の一般の車両を使用することができる「NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業」については、「地域を限定することなく全国において実施する」とされた。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）において「検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能」とされた。</p>